



公 告

那覇広域都市計画事業真栄里土地区画整理事業の事業計画を定めたので、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第55条第9項の規定により、下記の事項を公告する。

令和 6 年 11 月 1 日

糸満市長 當 銘 真 栄



記

- 1 土地区画整理事業の名称 那覇広域都市計画事業真栄里土地区画整理事業
- 2 施 行 者 の 名 称 糸満市
- 3 施 行 地 区 糸満市字真栄里、底原、万謝原、長増原、辻原、
兼久原、ヨナヨシ原、アラダイ原の各一部
- 4 事 業 施 行 期 間 令和 6 年 11 月 1 日から令和 15 年 3 月 31 日まで
- 5 事 務 所 の 所 在 地 糸満市潮崎町1丁目1番地 糸満市役所
- 6 事業計画決定の年月日 令和 6 年 11 月 1 日